

平成 2 7 年第 9 回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第9回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 平成27年8月25日(火)午後1時31分から午後2時45分
- 2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(18名)

1番 佐々木 裕一	3番 遊佐 恭一	4番 久道 雄悦
6番 後藤 幸太郎	7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子
9番 伊藤 雄一	10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子
12番 柴山 真二	13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿
15番 鈴木 龍一	16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美
18番 高橋 建一	19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光
- 4 欠席委員(2名)

2番 佐藤 清	5番 伊藤 恵子
---------	----------
- 5 報告事項
  - 1 農地法第3条の規定による許可書の返戻について
  - 2 非農地証明願について
- 6 議事
  - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
  - 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
  - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 7 その他連絡・報告事項
  1. 平成27年8月事業報告について
  2. 平成27年9月事業予定について
  3. その他
- 8 農業委員会事務局職員  
事務局長 佐藤 吉則  
事務次長 菊地 和則

## 9 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成27年第9回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長から挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、今会長のほうからご紹介ありましたが、8月19日付で宮城県農業共済組合からの推薦によりまして高橋繁廣氏が町長から選任されました。そして、19日からの任期ということになります。任期終わりにつきましては皆さんの任期と一緒にございまして、平成30年の4月19日までということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>では、高橋さんから自己紹介ということで、よろしくお願ひします。</p>
高橋(繁)委員	<p>共済宮城から選任されまして、19日町長のほうから選任ということで委員となりました。大変ご迷惑をかけると思ひますけれども、共済のほうからいろいろなことも今後あると思ひますので、皆さんと協力していきたくと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>それから、開会前に皆様方にもお伝えすることがございます。邊見勝寿委員、農地対策委員長でございますが、おととい私のほうに本人から連絡ございまして、8月20日に入籍をいたしましたということで、大変こんなうれしいことはないというふうに思ひます。改めてお祝ひの席を設けたいというふうには思ひますが、まず本当におめでとうございました。(拍手)</p>
事務局	<p>おめでとうございます。</p> <p>では、会議に入りたいと思ひます。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、これより第9回美里町農業委員会総会を開きます。</p>

議長 本日の出席委員は18名であり、農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長 次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により議長より2名を指名いたします。

10番大崎幸信委員、11番福田なほ子委員のお二人をお願いいたします。

議長 続きまして、報告事項に入る前に、先ほどの高橋繁廣委員の議席の決定でございますが、会議規則第7条議席の決定第2項に「一般選挙後新たに選出された委員の議席は議長が定める」というふうに会議規則になっておりますので、議長より定めさせていただきます。

7番の議席に高橋委員そのまま決定ということで、お願いをしたいというふうに思います。

それから、担任委員会の件でございますが、美里町農業委員会担任委員会設置規則第3条第9項に、「補欠により就任した委員は、前任者の所属する担任委員会に所属する」というふうになっておりますので、前任委員の木村委員は農政対策委員会ということでございますので、高橋繁廣委員は農政対策委員会に所属するということになりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 それでは、次第の4番、報告事項に入ります。

1番「農地法第3条の規定による許可書の返戻について」、2番「非農地証明願について」、一括で事務局より報告いたします。

事務局 報告事項、1、2について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ありがとうございます。

それでは、現地確認を保全委員会でしています。本日、委員長不在のため、後藤保全委員会副委員長に現地確認調査の結果について報告をいただきます。

保全副委員長 それでは、本日、委員長であります伊藤恵子委員が所用で欠席しておりますので、副委員長である私が報告いたします。

今月の保全委員会は、久道委員、伊藤恵子委員、渡邊会長、大友職務代理、そして私、それと事務局より佐藤局長、菊地次長の計7名で8月14日に現地調査を行いました。

非農地証明願についてであります。番号8について、現地は北浦地区で、美里町本庁舎から約300メートル南側に位置しており、公衆用道路として20年以上使用されており、隣接地との境界ははっきりしており、特に問題は見当たらず現地確認後、許可を出すよう事務局に指示をいたしました。

以上です。

議長

ありがとうございます。

以上で報告事項を終わりますが、不明な点があれば再度説明をいたさせます。ございませんか。19番大友職務代理。

大友委員

わからないので教えていただきたいんですが、報告事項の1番、番号1ですけれども、手続不履行ということは、これ登記をしなかったんですか。これは、1年前のやつだから、それで何カ月以内に行うのか、その辺分からないので教えてください。お願いします。

議長

手続しなかったのか、それともこの手続をするまでの、証明書を発行してからの期間ってあるのかどうか。そのところをお願いします。

事務局

ただいまの19番委員の質問にお答えします。

こちら先ほどの報告事項の中でも触れましたが、法務局につきましては、許可後、速やかにしなければならぬと。そして税務署につきましては、確定申告の時期、2月初旬から3月中旬までしなくてはならないんですが、そのどちらも履行されなかったということです。期間につきましては、許可後速やかにとなりますが、要するに税務署が絡む関係上、遅くとも法務局につきましては2月の申告までには、していなければならない。ちょうど1年前に許可を出したんですけれども、法務局につきましては、許可後速やかにやっても構わなかったんですが、これは税務署のほうの手続もセットになりますので、どっちもしなければならないということで、期間内にしなかったがために「期間を過ぎてから手続に行ったらだめですよ」と言われたという、そういう経緯でございます。

大友委員                    そうするともう一回し直し、許可を取らないといけないですね。

事務局                      そのために今回もう一回、総会に諮って許可書を出さなければならないと  
いうことです。

大友委員                    ありがとうございました。

議長                        よろしいですか。

大友委員                    はい。

議長                        そのほかございませんか。18番高橋委員。

高橋（建）委員            3ページの今の8番なんですけれども、公衆用道路とあるんですけれども、  
これ公衆用だから、役場とか何かを買ってもらったんですか。そういう話は  
ないんですか。

議長                        将来的に町で取得することはないのかということですね。お願いします。

事務局                      ただいまの18番高橋委員の質問にお答えします。  
確かに、現況は公衆用道路というふうになっておりますが、実は町の下水  
道課のほうから要請がありまして、ここに下水道の管が入っているようで  
して、受益者が3軒ほどあるそうなんです。それで、下水道課のほうの絡みが  
ありまして、そこを公衆用道路にするよという要請もありましたし、こ  
の公衆用道路にしたことによって、その受益者の方々にも下水道のほうのメ  
リットがあるということで、これは下水道課のほうからの要請があったとい  
うこともあります。それで受付いたしました。

議長                        私道でも町に管理委託するというか、町に預けてしまうというようなこと  
はよくあるんですが、そういう形態になっているという解釈をしてよろしい  
んですか。

事務局                      町道になるというわけではないんですけれども、私道、            さんの所有の

道路ではあるんですが、下水道の受益者が何人か、3軒ありますので、それで公衆という部分を認めるということです。

高橋（建）委員 税金などの一部免除等、そういうこともあり得るんですか。

議長 局長のほうからお願いします。

事務局 この場合が対象になるかどうかは、ちょっとわからないんですけども、一応税務課のほうでは、個人だけが使う道路ではなくて地域の人も使う道路については、そういうものを調べながら、そこは税金をかからないような形で処理するという方向で進んでいるということがございます。

議長 よろしいですか。

高橋（建）委員 はい。

議長 そのほかございますか。

（なしとの声あり）

議長 なければ、報告事項を終了し、次第の5番、議事に入ります。

5番議事、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」事務局より説明願います。

事務局 第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

事務局 なお、農地法第3条第2項各号の照らし合わせにつきましては、今回総会資料の送付の際に同封いたしました農地法第3条調書により全ての農地で該当はしませんが、なおかつお目通しのほどお願いします。

また、28から30まで、農地保全委員会で現地調査をしておりますので、報告をよろしくお願いします。

議長 審議に入る前に、保全委員会で現地の確認をしておりますので、副委員長より報告をいただきます。

保全副委員長

それでは、報告いたします。

第1号議案の番号28についてです。お手元の資料を見ながら。現地は北浦地区の、江合川右岸沿いに位置しております。対象用地は2筆で、現況は畑で、現在は大豆が作付されており、農地の状況は良好で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

次に番号29、現地は中高城地区のに位置しており、冊子にもありますとおり、路地野菜が作付されております。農地の状態は良好で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

次に番号30、先ほど返戻届がありました案件でございます。現地は不動堂地区、涌谷町との境界付近に位置しております。昨年8月総会において、農地法第3条による贈与の申請をし許可も受けましたが、法務局及び税務署の手続を速やかにしないことにより、税務署から改めて農業委員会の許可書を取得するよう指導があり、事実上の再申請ではありますが、涌谷町農業委員会からの要請もあり、決定した次第です。農地の状態は写真にもありますように良好で、特に問題は見受けられません。申請人には、許可後速やかに手続をとるよう強く指導することを条件に、許可相当と見てまいりました。

なお、皆様の審議をよろしく願います。

議長

ご苦労さまでございました。

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということでございますので、採決に入ります。

第1号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案どおり許可といたします。

議長 続きます。第2号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 それでは、保全副委員長より現地の確認調査の結果について報告をいただきます。

保全副委員長 農地法第4条、番号7についてですが、現地は北浦地区の、大崎市古川区の境界付近に位置しております。転用目的は作業場と倉庫の設置のための申請でありまして、農地区分については第1種農地で、境界もはっきりしており、許可相当と見てまいりました。

皆様の審議をよろしく願います。

議長 ありがとうございます。

それでは、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長 なしということよろしゅうございますか。

(はいとの声あり)

議長 それでは、第2号議案について、採決をいたします。第2号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成でありますので、意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長 続きます。第3号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局

第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

続きまして、農地保全副委員長より現地の確認調査の結果について報告をいただきます。

保全副委員長

それでは報告いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について。

番号19について、現地は北浦地区の、国道108号線沿いに位置しており、転用目的は駐車場及び資材置場。農地区分については第3種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

次に、番号20について、現地は北浦地区の、美里町本庁舎から西に約300メートルに位置しており、転用目的は太陽光ソーラーシステムの設置です。現地は、保全管理状態の農地であり、周りには梨畑があります。農地区分については第3種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

なお、皆様の慎重審議をよろしく願います。

議長

ありがとうございました。それでは、第3号議案について審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。18番高橋委員。

高橋(建)委員

20番ですが、このソーラーをやるときに、よくあたりをフェンスで回すことが見受けられますが、その辺どうなのかなと思います。

議長

議案番号20番について、施設の周囲を囲むフェンスの設置はどうなのかということの質問です。事務局お願いします。

事務局

ただいまの18番高橋委員の質疑にお答えいたします。

本日皆さんにお渡しをしましたこの図面の、ソーラーフロンティア、議案番号20番ですけれども、ちょっとこれ印刷薄かったんですけれども、3つの波線の上に2つほど線になってるんですが、これがフェンスをあらわしているものなんです。ここに原本ございますけれども、コピー薄くて大変申しわけなかったんですけれども、この図面の原本では、はっきりフェンスで囲むというふうに記載されているんです。皆さんにお渡しする資料ではちょっ

と薄くなっております。コピー濃くしてしまうと画面が暗くなって真っ黒になってしまふ、ちょっと原本が微妙な原本ですので。（2点破線ですかとの声あり）そうです。ここには凡例というのがあるんですが、凡例では点が2つあるような。（一番上のとの声あり）はい。どうも、薄くて申しわけございませんでした。

議長 一番上の波線がフェンスということでございますので、よろしいですか。

高橋（建）委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

（なしとの声あり）

議長 なしということでございますので、第3号議案について、採決をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長 全員賛成でありますので、意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

以上で、議事を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第9回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成27年8月25日

会	長
署名委員	10番
署名委員	11番